



平成 26 年 5 月 2 日

各 位

会社名 株式会社 東京都民銀行  
代表者名 取締役頭取 柿崎 昭裕  
コード番号 8339 東証第一部

会社名 株式会社 八千代銀行  
代表者名 取締役頭取 酒井 勲  
コード番号 8409 東証第一部

### 株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の 共同持株会社設立（株式移転）に関する契約締結及び株式移転計画書の作成について

株式会社東京都民銀行（頭取 柿崎 昭裕 以下、「東京都民銀行」といいます。）と株式会社八千代銀行（頭取 酒井 勲 以下、「八千代銀行」といい、東京都民銀行と八千代銀行を総称して「両行」といいます。）は、本日開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成 26 年 10 月 1 日（以下、「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社東京TYフィナンシャルグループ」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、本日、両行間で「経営統合契約書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、両行は、新たに設立する共同持株会社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定であります。また、両行は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、本株式移転の効力発生日に先立ち、東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。

#### 記

#### 1. 本株式移転による経営統合の経緯・目的

##### (1) 経営統合の経緯

両行は、平成 25 年 10 月 10 日付プレスリリース「株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行の経営統合検討に関する基本合意について」において既にお知らせしておりますように、平成 26 年 10 月 1 日を目処に株式移転による共同持株会社を設立することに向け、協議・検討を進めてまいりました。

両行はそれぞれが首都東京に本店を置く地域金融機関としての社会的使命を果たすことで安定的な収益基盤の構築を図ってきた一方で、平成 12 年に「業務協力の検討に関する覚書」を締結し、以来、ATM 提携、メール便共載等を実施してきた他、近年では取引先商談会を共催する等、真摯にスピード感を持って課題解決に取り組める信頼関係を長年にわたり築いてまいりました。

他方、首都圏におけるこれからの地域金融を巡る経営環境は、事業所数の減少や、少子高齢化が進展する中で人口が減少する時期が近い将来到来することに加え、従来から大手行等との競合が激しい市場において、地方の地域銀行による首都圏への本格的な進出の動きが強まる等、競争ステージの変化等により、ますます厳しさを増していくことが想定されます。このような環境下において、両行が地域金融の担い手として一層真価を発揮しながら地域経済の発展に貢献していくためには、規模・質の両面で存在感を発揮できる磐石な経営基盤を確立していくことが重要な経営課題となっております。

そのような中、両行は従来からの業務協力関係を発展させ、両行の経営資源を結集し、首都東京に基盤を置く新たな地域金融グループ（以下、「新金融グループ」といいます。）を形成することが、両行が地盤とする東京都及び神奈川県北東部における地域金融機能の強化に資する有力な経営上の選択肢であるとの共通認識となり、経営統合につき最終的な合意に至りました。

## (2) 経営統合の目的

両行は、企業価値を最大化する観点から、両行の地域ブランド力を活かしつつ、統合効果を早期に発揮するために、株式移転による共同持株会社を設立する方式を選択しました。新金融グループのもと、高度なコンサルティング機能の共有、お客様のニーズに対応した商品・サービスの開発、地公体等との更なる連携強化、重複業務の一体運用等を推進し、お客さま満足度の向上、競争力の向上、経営の効率化等の企業価値の向上を通じ、地域社会に貢献してまいります。

## 2. 経営統合後の方針

### (1) 経営統合後の新金融グループの概要

両行の営業基盤である首都圏は、人口・企業が集積する大きなマーケットである一方、大手行等との競合が激しい市場でもあります。今後、競合の更なる激化が予想される中、経営統合により、中小企業と地域の個人マーケット金融の担い手として、以下のような特色を持つ、東京に本店を置く最大規模の地域金融グループが誕生します。

#### 新金融グループの特色

- ① 東京都、神奈川県北東部を中心に 160 以上の店舗網を持ち、地域のお客さまに利便性の高いサービスを提供できる。
- ② 地公体や地域の商工会議所等の経済団体との連携や CSR 活動を通じ地域に貢献できる。
- ③ 小規模企業から中小・中堅企業を中心に、企業の成長プロセスに合わせた高度な金融機能の提供とスピード感あるお客さま対応ができる。
- ④ 様々なお客さまに対し、両行のノウハウや提案力により高度な金融サービスを提供できる。

## (2) 新金融グループの経営方針

新金融グループは「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念を掲げ、首都圏においてお客さまから真に愛される地域 No.1 の都市型地銀グループとなるために、①営業基盤の拡充、②地域金融機能の拡充、③経営の効率化の3点を柱とした経営戦略のもと、地域金融の担い手として一層の真価を発揮することで、両行の地域ブランド力を活かしつつ、統合効果の早期実現により、持続的な成長を目指してまいります。

中小企業と個人のお客さまとの取引拡充に向けた施策として、企業の成長プロセスに合わせたサポート体制、個人のライフサイクルに合わせた金融サービスの提供により、迅速にお客さまのニーズに対応するために、グループ総合力の強化、マーケティング力の強化、人材・スキルの向上等を実施してまいります。

※ 本プレスリリースと併せて、別添「共同持株会社設立（株式移転方式）による経営統合について」をご参照ください。

## 3. 本株式移転の要旨

### (1) 本株式移転の日程

平成 25 年 10 月 10 日（木）	経営統合の検討に関する基本合意書締結（両行）
平成 26 年 3 月 31 日（月）	定時株主総会に係る基準日（両行）
平成 26 年 5 月 2 日（金）（本日）	経営統合契約書及び株式移転計画承認取締役会（両行）
平成 26 年 5 月 2 日（金）（本日）	経営統合契約書締結及び株式移転計画作成（両行）
平成 26 年 6 月 27 日（金）（予定）	株式移転計画承認定時株主総会（両行）

※東京都民銀行においては、定時株主総会と併せて、株式移転計画承認に係る普通株主による種類株主総会を開催する予定です。

平成 26 年 9 月 26 日（金）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両行）
平成 26 年 10 月 1 日（水）（予定）	共同持株会社設立登記日（効力発生日）
平成 26 年 10 月 1 日（水）（予定）	共同持株会社株式上場日

但し、今後手続きを進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により、必要な場合には両行協議のうえ、日程を変更する場合があります。

### (2) 当該組織再編の方式

東京都民銀行及び八千代銀行を完全子会社、共同持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	東京都民銀行	八千代銀行
株式移転比率	0.37	1

(注1) 株式の割当比率

東京都民銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.37株を、八千代銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：29,225,724株

上記は、東京都民銀行の平成26年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（40,050,527株）及び八千代銀行の平成26年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（15,522,991株）を前提として算出しております。但し、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、東京都民銀行の平成26年3月31日時点における自己株式数（1,238,150株）及び八千代銀行の平成26年3月31日時点における自己株式数（657,846株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、東京都民銀行又は八千代銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成26年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が増減することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

東京都民銀行は、本株式移転に係る共同持株会社の設立日の前日までに、発行済みの新株予約権の全てを無償で取得し消却いたします。

また、八千代銀行が発行している第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当て交付するとともに、当該新株予約権付社債に係る社債債務については共同持株会社が承継いたします。

(5) 自己株式並びに東京都民銀行及び八千代銀行に割り当てられる共同持株会社の株式の取扱い

両行は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する各行の自己株式の全てを消却することを予定しているため、各行の自己株式につき共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

本株式移転に際し、東京都民銀行が保有する八千代銀行株式（平成26年3月31日現在105,000株）及び八千代銀行が保有する東京都民銀行株式（平成26年3月31日現在96,500株）に対しては、株式移転比率に応じて共同持株会社の株式が割当てられる結果、東京都民銀行及び八千代銀行は完全親会社である共同持株会社の株式を保有することとなりますが、当該共同持株会社の株式については、本株式移転の効力発生日以降、会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

なお、当該処分の方法については、確定次第お知らせいたします。

#### 4. 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記3. (3) 「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、東京都民銀行はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、また八千代銀行は野村証券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関に任命のうえ、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両行との関係

東京都民銀行の第三者算定機関であるみずほ証券及び八千代銀行の第三者算定機関である野村証券は、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## ② 算定の概要

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、東京都民銀行はみずほ証券を、また八千代銀行は野村證券を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式移転比率算定書を取得いたしました。

みずほ証券は、両行の財務状況、両行の普通株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、両行の普通株式の株式比率について、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、両行と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に両行について将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下、「DDM法」といいます。）による算定を行っております。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、八千代銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東京都民銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	0.381 ～ 0.387
2	類似企業比較法	0.338 ～ 0.443
3	DDM法	0.353 ～ 0.431

なお、市場株価基準法では、平成26年5月1日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部における両行それぞれの普通株式の算定基準日の出来高加重平均価格（以下、「VWAP」といいます。））、算定基準日から遡る1週間のVWAP、同1ヶ月間のVWAP、同3ヶ月間のVWAP、同6ヶ月間のVWAPを採用しております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、かつ両行の個別の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について独自の評価又は査定を行っていないこと等を前提としております。また、かかる算定において参照した両行の財務見通しについては、両行により得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備又は作成されたものであることを前提としております。みずほ証券は、東京都民銀行及び八千代銀行各行の財務見通しの正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っておりません。

なお、みずほ証券は東京都民銀行から、両行各々の財務見通しの提供を受け、これをDDM法による分析の基礎としております。みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、このうち東京都民

銀行の将来の利益計画については、足許の経済環境を背景とした役務取引等利益等の収益の積み上げ、継続的なコスト削減施策の推進及び与信費用の安定推移見通し等により、業績は堅調に推移することを見込んでおります。平成 27 年度においては、これに加えて退職給付会計導入時に発生した会計基準変更時差異の償却の終了等の影響もあり、対前年度比較において経常利益及び当期純利益が 3 割をやや上回る大幅な増益を見込んでおります。一方、八千代銀行の将来の利益計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

野村證券は、両行の普通株式の株式移転比率について、両行が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される DDM 法を、それぞれ採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりであります。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、八千代銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東京都民銀行の普通株式 1 株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	0.382 ～ 0.387
2	類似会社比較法	0.328 ～ 0.503
3	DDM 法	0.317 ～ 0.383

市場株価平均法については、平成 26 年 5 月 1 日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値、平成 26 年 4 月 24 日から基準日までの 5 営業日の株価終値平均、平成 26 年 4 月 2 日から基準日までの 1 ヶ月間の株価終値平均、平成 26 年 2 月 3 日から基準日までの 3 ヶ月間の株価終値平均及び平成 25 年 11 月 5 日から基準日までの 6 ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率算定は、平成 26 年 5 月 1 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを

前提としております。なお、野村證券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

### (3) 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する共同持株会社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、平成26年10月1日を予定しております。また、両行は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成26年9月26日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

### (4) 公正性を担保するための措置

東京都民銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

東京都民銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記4.(1)に記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。東京都民銀行は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考として八千代銀行との交渉・協議を行い、上記3.(3)に記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催された取締役会において決議いたしました。

なお、東京都民銀行は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）から平成26年5月1日付にて、本株式移転における株式移転比率は、東京都民銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する前提条件等については別紙1をご参照ください。大和証券は、両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### ② 独立した法律事務所からの助言

東京都民銀行は、東京都民銀行の取締役会の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、東京都民銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、八千代銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

八千代銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記4.(1)に記載のとおり、第三者算定機関として野村證券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。八千代銀行は、第三者算定機関である野村證券の分析及び意見を参考として東京都民銀行との交渉・協議を行い、上記3.(3)に記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催された取締役会において決議いたしました。

なお、八千代銀行は野村證券から平成 26 年 5 月 2 日付にて、本株式移転における株式移転比率は、八千代銀行にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

② 独立した法律事務所からの助言

八千代銀行は、八千代銀行の取締役会の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、八千代銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、東京都民銀行と八千代銀行との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

## 5. 本株式移転の当事会社の概要

(1) 会社概要（平成 25 年 12 月末時点）

商号	株式会社 東京都民銀行	株式会社 八千代銀行																												
設立年月日	昭和 26 年 12 月 12 日	大正 13 年 12 月 6 日（創立）																												
本店所在地	東京都港区六本木二丁目 3 番 11 号	東京都新宿区新宿五丁目 9 番 2 号																												
代表者	取締役頭取 柿崎 昭裕	取締役頭取 酒井 勲																												
資本金	48,120 百万円	43,734 百万円																												
発行済株式数	40,050,527 株	15,522,991 株																												
総資産（連結）	2,570,378 百万円	2,226,658 百万円																												
純資産（連結）	84,656 百万円	98,243 百万円																												
預金残高（単体）	2,406,614 百万円	2,094,911 百万円																												
貸出金残高（単体）	1,824,288 百万円	1,420,955 百万円																												
決算期	3 月 31 日	3 月 31 日																												
従業員数（連結）	1,645 名	1,757 名																												
店舗数（出張所含む）	77 店舗	84 店舗																												
大株主及び持株比率 （平成 25 年 9 月末時点）	<table border="0"> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>6.45%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>4.69%</td> </tr> <tr> <td>東京都民銀行職員持株会</td> <td>2.61%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>2.47%</td> </tr> <tr> <td>フクダ電子株式会社</td> <td>2.39%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>2.20%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>1.91%</td> </tr> </table>	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.45%	株式会社みずほ銀行	4.69%	東京都民銀行職員持株会	2.61%	三井住友海上火災保険株式会社	2.47%	フクダ電子株式会社	2.39%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.20%	日本生命保険相互会社	1.91%	<table border="0"> <tr> <td>三井住友信託銀行株式会社</td> <td>14.75%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>5.43%</td> </tr> <tr> <td>八千代銀行従業員持株会</td> <td>3.04%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>2.52%</td> </tr> <tr> <td>SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ事業部)</td> <td>1.98%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>1.64%</td> </tr> <tr> <td>共栄火災海上保険株式会社</td> <td>1.10%</td> </tr> </table>	三井住友信託銀行株式会社	14.75%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.43%	八千代銀行従業員持株会	3.04%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.52%	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ事業部)	1.98%	三井住友海上火災保険株式会社	1.64%	共栄火災海上保険株式会社	1.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.45%																													
株式会社みずほ銀行	4.69%																													
東京都民銀行職員持株会	2.61%																													
三井住友海上火災保険株式会社	2.47%																													
フクダ電子株式会社	2.39%																													
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.20%																													
日本生命保険相互会社	1.91%																													
三井住友信託銀行株式会社	14.75%																													
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.43%																													
八千代銀行従業員持株会	3.04%																													
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.52%																													
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ事業部)	1.98%																													
三井住友海上火災保険株式会社	1.64%																													
共栄火災海上保険株式会社	1.10%																													

	住友生命保険相互会社	1.72%	CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	1.01%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1.52%	野村ホールディングス株式会社	0.96%
	CREDIT SUISSE(LUXEMBOURG) S.A. ON BEHALF OF CLIENTS (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.43%	株式会社東日本銀行	0.85%
当事会社間の関係				
資本関係	東京都民銀行は八千代銀行の普通株式 105,000 株を保有しております。 八千代銀行は東京都民銀行の普通株式 96,500 株を保有しております。			
人的関係	該当事項はありません。			
取引関係	ATMの相互無料開放や取引先の商談会の共催等を行っております。			
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。			

(2) 最近3年間の業績概要

(単位：百万円)

決算期	東京都民銀行			八千代銀行			
	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	
経常収益(連結)	52,930	49,277	46,951	44,254	44,314	42,852	
業務純益(単体)	13,251	8,289	9,831	9,726	6,922	6,746	
コア業務純益(単体)	6,750	5,990	6,497	5,816	4,796	4,925	
経常利益(連結)	1,708	△2,665	3,294	7,035	8,865	7,787	
当期純利益(連結)	749	△3,304	2,577	6,768	6,051	5,638	
自己資本比率(連結:国内基準)	9.91%	9.49%	9.58%	11.46%	11.57%	11.66%	
1株当たり連結当期純利益(円)	19.16	△85.25	66.48	421.38	374.04	351.26	
1株当たり 配当金(円)	普通株式	15	15	15	70	60	60
	優先株式	-	-	-	300	300	300

## 6. 株式移転により新たに設立する会社(共同持株会社)の概要

(1) 商号	株式会社東京TYフィナンシャルグループ (英文表示 : Tokyo TY Financial Group , Inc.)
(2) 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務
(3) 本店所在地	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
(4) 代表者及び役員の就任予定	<p>代表取締役会長 酒井 勲 (現 八千代銀行 取締役頭取)</p> <p>代表取締役社長 柿崎 昭裕 (現 東京都民銀行 取締役頭取)</p> <p>取締役 小林 功 (現 東京都民銀行 取締役会長)</p> <p>取締役 高橋 一之 (現 八千代銀行 専務取締役)</p> <p>取締役 田原 宏和 (現 八千代銀行 専務取締役)</p> <p>取締役 坂本 隆 (現 東京都民銀行 専務取締役)</p> <p>取締役 味岡 桂三 (現 東京都民銀行 常務取締役)</p> <p>取締役 鈴木 健二 (現 八千代銀行 常務取締役)</p> <p>取締役 佐藤 明夫 (現 東京都民銀行 社外監査役)</p> <p>取締役 三浦 隆治 (現 八千代銀行 社外監査役)</p> <p>監査役 多田 和則 (現 八千代銀行 監査役)</p> <p>監査役 片山 寧彦 (現 東京都民銀行 監査役)</p> <p>監査役 稲葉 喜子 (現 はやぶさ監査法人 公認会計士)</p> <p>監査役 東道 佳代 (現 光和総合法律事務所 弁護士 職務上の氏名 黒澤 佳代)</p> <p>補欠監査役 遠藤 賢治 (現 遠藤法律事務所 弁護士) (監査役 稲葉 喜子の補欠監査役)</p> <p>補欠監査役 宮村 百合子 (現 辻・本郷税理士法人 税理士) (監査役 東道 佳代の補欠監査役)</p> <p>(注1)取締役 佐藤 明夫、三浦 隆治は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。</p> <p>(注2)監査役 稲葉 喜子、東道 佳代は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。</p>
(5) 資本金	20,000 百万円
(6) 資本準備金	5,000 百万円
(7) 純資産(連結)	未定
(8) 総資産(連結)	未定
(9) 決算期	3月31日
(10) 上場証券取引所	東京証券取引所

(11) 会 計 監 査 人	新日本有限責任監査法人
(12) 株 主 名 簿 管 理 人	日本証券代行株式会社

## 7. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みであります。また、本株式移転により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定であります。

## 8. 今後の見通し

共同持株会社の業績見通し等につきましては、現在策定中であり、確定次第お知らせいたします。なお、新金融グループにおきましては、統合効果を最大限に発揮することで、2020年にコア業務純益200億円以上、預金残高4兆6,000億円以上、貸出金残高3兆4,000億円以上を目指してまいります。

## 9. その他

本株式移転は、両行の株主総会における承認及び法令に定める関係当局の許可、承認等株式移転に関する諸条件が充足されること、並びに、その他本株式移転の実行に重大な支障が生じないことを前提としております。

以 上

### 【本件に関するお問い合わせ先】

東京都民銀行	経営企画部	広報室	TEL 03-3505-2155
八千代銀行	経営企画部	I R 課	TEL 03-3352-2295

## 別紙 1: 大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

大和証券は、東京都民銀行及び八千代銀行で合意された株式移転比率が東京都民銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(以下、「本フェアネス・オピニオン」といいます。)を提出するに際して、株式移転比率の分析及び検討を行っておりますが、当該分析及び検討においては、東京都民銀行及び八千代銀行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、東京都民銀行及び八千代銀行並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された意見に影響を与える可能性のある東京都民銀行及び八千代銀行並びにこれらの関係会社の事実(偶発債務及び訴訟等を含む。)については、現在及び将来にわたり未開示の事実が無いことを前提としています。大和証券は、提供された東京都民銀行及び八千代銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、東京都民銀行及び八千代銀行の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、東京都民銀行の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券は、株式移転計画書に記載された八千代銀行の新株予約権付社債及び共同持株会社の新株予約権付社債について、理論価値が同一であることを前提としています。大和証券は、本株式移転が株式移転計画書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、及び株式移転計画書に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式移転が株式移転計画書の条件に従って完了することを前提としています。また、大和証券は、本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式移転により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としています。なお、大和証券による株式移転比率の分析は、平成 26 年 5 月 1 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

大和証券は、本株式移転の実行に関する東京都民銀行の意思決定、あるいは本株式移転と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを東京都民銀行から依頼されておらず、また検討しておりません。大和証券は、法律、会計及び税務のいずれの専門家でもなく、本株式移転に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。本フェアネス・オピニオンは、東京都民銀行取締役会が株式移転比率を検討するための参考情報として利用すること(以下、「本作成目的」といいます。)を唯一の目的として作成されたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。従って、大和証券は、本フェアネス・オピニオンが本作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して生じ得る一切の責任を負うものではありません。本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、東京都民銀行の普通株主に対して本株式移転に関する議決権等の株主権の行使(反対株主の買取請求権の行使を含みます。)、東京都民銀行株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、東京都民銀行の普通株主にとって株式移転比率が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、東京都民銀行の普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、株式移転比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は東京都民銀行の本株式移転に関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオンの日付以降に取引される東京都民銀行、八千代銀行及び共同持株会社の普通株式の価格について、いかなる意見を述べるものではありません。

# 共同持株会社設立(株式移転方式)による 経営統合について

---

株式会社東京TYフィナンシャルグループ  
Tokyo TY Financial Group , Inc.



東京都民銀行  
TOKYO TOMIN BANK



八千代銀行

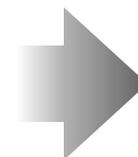
平成26年5月2日

# 経営統合の経緯 ～両行共通の経営課題～

競争が激化する首都圏マーケットにおいて、地域金融の担い手として一層真価を発揮するために、**親密な両行がスピード感を持って経営統合を実現**

## 外部環境の変化

- 事業所数の減少
- 少子高齢化の進展・人口の減少
- 地方の地域銀行の首都圏進出
- 首都圏一極集中(企業や人口の集積)
- 東京オリンピック開催決定によるビジネスチャンスのさらなる拡大



首都圏における  
一層の競争激化

## 両行が認識する共通の課題

### 環境の変化に対応するための強固な経営基盤の確立

利便性向上に向けた  
積極的な投資

規模の利益を享受できる  
業容への拡大

更なる経営効率化

地域ブランド力の発揮

スピード感を持って将来を見据えた新たな一步を踏み  
出すには、親密な両行による経営統合が最善策

平成25年10月10日 経営統合検討に関する基本合意書締結

# 経営統合の経緯 ～両行の協力関係～

両行は様々な業務協力、交流を行い、信頼関係を構築してきた経緯があり、さらなる成長に向けた最適のパートナーである

## 両行の業務協力の経緯

平成12年9月

- 業務協力の検討に関する覚書締結

平成13年5月

- ATM 相互無料開放開始

平成13年6月

- メール便共載開始

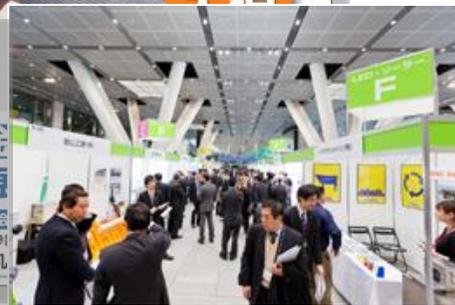
↓

- ・ 共同の預金商品の販売

↓

平成23年、平成25年

- 中小企業のビジネスマッチングの場として「TOKYO ECO STYLE展」を共同開催







# 両行と新金融グループの特色

## 東京都民銀行 特色

- 東京都全域に店舗網を有し、中堅・中小企業向け事業性融資基盤による安定的な運用力や中小企業経営者、富裕層向けの高い提案力
- 医療・福祉業取引専門部署、前給、SBL等の特徴的なビジネスモデルの構築
- 海外進出支援提案、M&A提案等の高い提案力
- 「中小企業再生ファンド」組成等の事業再生支援への取組み
- 「海の森」植樹活動等の東京都が行う活動への参加・協賛、Jリーグ「FC東京」との業務連携等の地域に密着した取組み

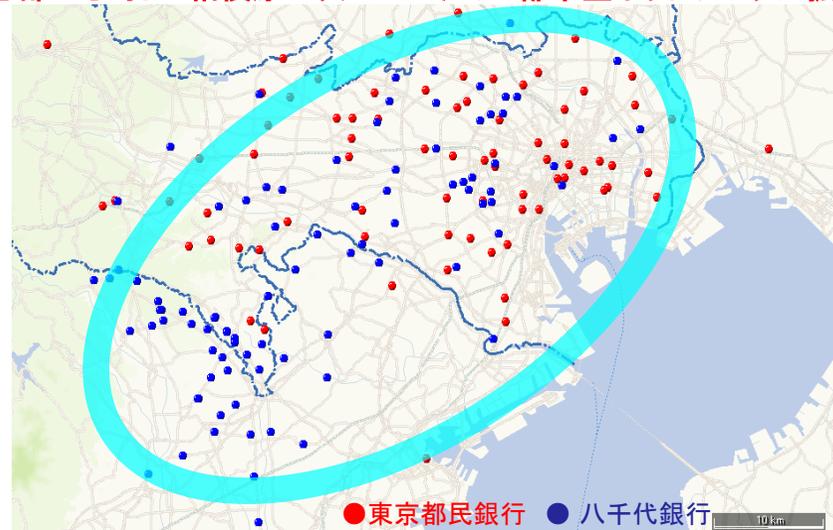
## 八千代銀行 特色

- 信金から普銀転換した唯一の銀行として、お客さまに近い営業スタイルを堅持し、中小企業・小規模企業向け融資に強く、個人層を中心に安定的な調達力
- 創業90年の歴史を有し、営業地域の発展過程の中で蓄えた不動産融資に対する高いノウハウ
- 町田、相模原地域において高いブランド力
- 「シブヤ創業サポートオフィス」設置等の創業支援への取組み
- 「JFA※こころのプロジェクト」の協賛を通じた地域の子どもの心の教育やスポーツ支援等への取組み(※日本サッカー協会)

## 新金融グループ 特色

- 東京都に本店を置く最大規模の地域金融機関
- 東京都、神奈川県北東部を中心に160以上の店舗網
- 地公体や地域の商工会議所等の経済団体等との連携、CSR活動を通じた地域への貢献
- 「小規模から中堅企業まで」の幅広い規模、「創業期から転換期まで」の各成長プロセスにある中小企業に、高度な金融機能の提供とスピード感あるお客さまへの対応
- 両行の強みを生かしたシナジー効果により、お客さまへの金融サービス提供力の向上

都心部から町田・相模原エリアにかけての都市型ネットワークが拡大



## 経営理念

首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。

## 経営統合の基本方針

- 東京に本店を置く**最大規模の地域金融機関**として、**新たなビジネスモデルを確立し**、首都圏における都市型地銀マーケットでの競争力を高めます。
- 中小企業および個人の金融機関として、コンサルティング機能など**高度な金融サービス機能と安定的資金供給機能を発揮し**、地域貢献度を高めます。
- 高い収益性と健全性を背景に、行員のモチベーションを高め、**一体感を持って成長戦略にチャレンジ**します。

## 経営統合のビジョン(目指すべき姿)

首都圏においてお客さまから真に愛される地域№1の都市型地銀グループ

# 経営統合の目的

経営統合により単独では為し得なかった収益強化策や経費削減策を推進し、  
企業価値の向上を通じ、地域社会に貢献する



# 経営戦略 ～3つの経営戦略と6つの施策～

都市型地銀のビジネスモデルの確立に向けた3つの経営戦略と6つの施策

都市機能が集積する東京都及び神奈川県北東部を中心とした営業エリアにおいて、独自性のある金融サービスの提供を通じ、**地域金融の担い手として一層の真価を発揮することで持続的な成長を目指します。**



# 経営戦略 ～すべての成長プロセス・ライフサイクルに対応～

## 中小企業取引の拡充

- ・小規模企業から中堅企業まで
  - ・創業期から転換期まで
- あらゆる中小企業を幅広くサポート

創業期 → 成長期 → 成熟期 → 転換期



- ・地公体や外部支援組織等との連携
- ・融資・提案ノウハウの共有
- ・アジアの提携ネットワークの活用
- ・両行共催のビジネスマッチング
- ・とうきょう中小企業支援ファンド
- ・M&A支援

## 個人取引の拡充

- ・個人のライフサイクルにあった金融サービスの提供
- ・提案型営業により、中小企業の経営者層、富裕層等のニーズに迅速に対応

20歳 → 50歳 → 70歳



様々な営業チャンネルと専門性の高い人材により、幅広い顧客層のニーズにスピーディーに対応

経営統合により一層充実する  
営業チャンネルとコンサルティング力

ローン専門拠点

インターネットバンキング

提案型営業

160を超える店舗網と充実するATMネットワーク

シナジー効果を最大限に発揮することで  
2020年に**コア業務純益200億円以上**を目指す

2013年3月期の実績と2020年に目指す計数

	平成25/3期（2013/3期）		
	東京都民銀行	八千代銀行	（単純合算）
預金残高	2兆3,417億円	2兆546億円	4兆3,963億円
貸出金残高	1兆7,869億円	1兆3,768億円	3兆1,638億円
コア業務純益	65億円	49億円	114億円
当期純利益	20億円	52億円	73億円
店舗数 （有人出張所を含む）	77店舗	84店舗	161店舗

全国の地域銀行及び地銀グループの中で  
20位程度の預貸金残高。（25/3期）



	2020年に目指す計数
	新金融グループ
預金残高	4兆6,000億円以上
貸出金残高	3兆4,000億円以上
コア業務純益	200億円以上

東京オリンピックが開催される2020年までに、  
持続的成長を果たせる経営基盤を確立